

別記様式第1号(第四関係)

佐川町活性化計画

高知県佐川町

令和3年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	佐川町活性化計画
都道府県名	高知県
市町村名	佐川町
地区名(※1)	佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂
計画期間(※2)	令和3年度～令和7年度

目標 (※3)

新たに整備する地域間交流拠点施設である「道の駅」をハブとし、地域の産業振興を川上から川下まで体系的に進め、足腰を強めながら生産者の所得向上と仕事の創出を推進する。あわせて、観光による経済波及効果と人の交流が全域へ及ぶよう、地域一体となった取り組みを進め、地域の活性化を目指す。

具体的な目標として、「道の駅」に地元農産物を販売する直販所、地元農産物を活用した食事を提供するレストランを整備することにより、地元農産物の消費拡大、販売額増加を図る。また、施設において地域特産品のブラッシュアップ、新商品開発(体験事業含む)、イベント等を実施することで、新たな消費や交流、集客を生み出す。あわせて、地域のハブ、来訪者の玄関口として、集落活動センター(小さな拠点)や地域観光施設等との連携を図るとともに、地域イベント、地域観光、地元商品等の情報発信により、町周辺部への誘客、交流人口拡大につなげる。

具体的には、計画期間内における地域産物の年間販売額を54,100千円増加させる。

目標設定の考え方

地区の概要:

佐川町は高知県の中西部に位置し、豊かな森林と清流に囲まれた自然豊かな中山間地域である。町全体面積の約70%を森林が占め、虚空蔵山(標高674.7m)や勝森(544.8m)、蟠蛇森(769.2m)などの山に囲まれた中央盆地状の地形は、温暖多雨な気候であるが、冬季はしばしば降雪も見られ、春や秋に霧が発生することもある。また、世界的な植物学者・牧野富太郎博士の生誕地であり、博士を育んだ豊かでバラエティに富んだ自然と歴史情緒ある古い町並み(上町地区)が観光資源となっている。

現役世代は勤め人が多く、就業者のうち約半数は町外に通勤している。また、町内で就業している者のうち約4分の1は農業に従事しており、農業は町の基幹産業であると言える。地域全域では主に水稲栽培が行われているほか、イチゴ、梨、文旦、生姜、ニラ、茶、乳牛等の産地として知られている。特にイチゴは高知県下1位の生産量を誇り、土耕で栽培されるイチゴは糖度が高く、酸味と甘味のバランスが良く、市場でも高い評価を得ている。また、近年、行政の施策として林業に注力しており、地域おこし協力隊を雇用し、自伐型林業による持続可能な森づくり、仕事づくり、移住促進に取り組んでいる。

佐川町の中心部を除く、4地区にはそれぞれ集落活動センターが整備されており、各センターでは地域住民が主体となった独自の取り組み(イベント、加工品製造、産直、体験事業)を行っている。

現状と課題

基幹産業である農業の従事者は、高齢化、担い手不足、農産物販売価格の下落等により年々減少しており、耕作面積の減少、耕作放棄地の拡大、農産物生産量の減少が進んでいる。一方、酒蔵(司牡丹)や旧商家住宅を中心とした歴史的建造物が建ち並ぶ上町地区への観光客は増加傾向(新型コロナウイルス感染症の影響による外的要因除く)にある。しかし、観光バス等での大人数の来訪者に食事提供できる施設が限られている、町内での滞在時間が伸びない、上町地区周辺では受け入れ体制や駐車場の確保に限界がある、特色ある料理や土産を提供する場が少ない、町周辺部(集落活動センター等)への周遊につながらない等の課題が生じており、地域資源を十分に生かしていない。このようなことから、地域の魅力・情報発信、地元農産物の販売、大人数でも気軽に立ち寄れる食事処、体験事業、上町地区や町周辺部への効果的な誘導等の核となる新たな拠点施設が求められている。

今後の展開方向等(※4)

地元の農林水産物や加工品の販売、地域食材を活用した料理の提供、地域観光・体験情報の発信、体験事業等、地域の魅力を体感できるハブ施設を整備することで、施設はもとより上町地区及び町周辺部への誘客を図るとともに、農業者等の生産意欲向上及び担い手確保・育成により農産物生産量の拡大に取り組む。また、施設へ「モノ、ヒト、コト」の集積を図ることで集客力、ハブ機能を強化し、交流を全域へ波及させ、地域内外の交流人口拡大による地域活性化を目指す。

整備する「道の駅」の管理運営組織は、町が100%拠出し設立する一般財団法人(三セク)を予定しており、当財団においては、施設の利益追求だけでなく、農産物生産者をはじめ町周辺部事業者等の所得向上につながる運営に注力する。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
佐川町	佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂	地域間交流拠点施設の整備(26地域連携販売力強化施設)	佐川町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区	区域面積(※2)	10,121ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 区域の総面積10,121haのうち、森林面積7,186ha、経営耕地面積442.62ha(令和2年農林業センサス)となっており、区域の約75%が農用地及び林地となっている。また、就業者人口6,150人(平成27年国勢調査)のうち、約14%にあたる870人が農林漁業に従事している。以上のことから、農林漁業が本区域において重要な役割を担っている。		
②法第3条第2号関係: 区域全域の人口は平成22年から平成27年にかけて、833人減少(13,947人→13,114人)しており、今後も減少傾向(令和2年国勢調査速報値:12,336人)である。一方、町周辺部に目を向けると、牧野富太郎博士を顕彰し名付けられた牧野公園では、一年を通して山野草の観賞ができる。集落活動センターではそれぞれの特色を生かした集落維持・交流活動が行われ、おんぱくの手法を取り入れた体験型博覧会「わんさかわっしょい体験博」では、唯一無二の「体験」を楽しむことができる。歴史的建造物が並ぶ上町地区での「まち歩きガイド」では佐川町の歴史・文化にふれることができる。いずれも地域住民が主体となって取り組んでおり、多様な地域資源を活かす土台づくりが進んでいる。このようなことから、集客力があり、かつ町周辺部へ誘客につながる情報発信機能を備えた拠点施設を整備することが、地域間交流の促進につながり、地域活性化に有効である。		
③法第3条第3号関係: 区域(佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区)の一部には都市計画区域があるが、区域区分を定めていない都市計画区域であり、市街化調整区域外である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

達成状況の評価については、計画主体である佐川町が、計画期間(令和3年度～令和7年度)において、農林水産物等、地域産物の販売額及び新たに整備する道の駅の入れ込み客数等を調査し、第三者(道の駅の管理運営組織の理事会)による評価及び検証を行う。なお、達成状況の評価時期は計画最終年度の翌年度とする。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。